

第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改定方針

1 改定の趣旨

本市では、人口の現状を分析し、将来の人口規模の展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン」を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の実情に応じた人口減少を克服するため、「第 1 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第 1 期総合戦略」という。）」及び令和 3 年度を始期とする「第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第 2 期総合戦略」という。）」を策定し、人口の将来展望の実現に向けた取組を推進してきました。

今般、国の総合戦略の改定内容を踏まえた見直しを行い、本市の実情に合わせた地方創生に向けた取組の一層の推進を図るため、第 2 期総合戦略の改定を行うものです。

2 改定の背景と目的

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、デジタル技術の活用によって、地域の個性をいかしながら地方の社会課題解決や魅力向上を図る「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、令和 4 年 6 月 7 日に「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定しています。

その後、当該構想の実現を図るため、「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定し、令和 5 年度を初年度とする 5 か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「国戦略」という。）」を新たに策定し、令和 4 年 12 月 23 日に閣議決定しています。

これらを受け、本市においても、これまで第 1 期総合戦略及び第 2 期総合戦略で進めてきた地方創生の取組を、より一層デジタルの力を活用しながら継承・発展させていくため、第 2 期総合戦略を改定します。

3 対象期間

本改定は、第 2 期総合戦略の一部改定であることから、対象期間は変更せず、令和 8 年度までとします。

※ 第 2 期総合戦略対象期間：令和 3 年度～令和 8 年度（6 年間）

4 現状の課題

(1) 出生数の減少

本市の出生数は、平成 28 年に 1,711 人でしたが、以降減少し続けており、令和 4 年は 1,308 人となっています。妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のないサービスの提供や魅力ある教育環境の充実等、出生数の増加を目指した施策の推進が必要です。

(2) 18 歳から 39 歳までの転出意向

市民意識調査の「定住意向」に関する設問の属性別調査結果を見ると、「できれば転出したい」又は「市外に移りたい」と回答している人の割合は、全年齢に比べて 18 歳から 39 歳までの方が大きくなっています。18 歳から 39 歳までの転出意向が定住意向へ転じるよう、「住みたい・住み続けたいまちの実現」に向けた取組の推進が必要です。

(3) 都市間連携の強化

人口減少・高齢化に伴う人口構造の変化や大規模な自然災害、感染症等のリスクへの的確に対応し、将来にわたって地域住民が安心して生活できるようにするため、各自治体がそれぞれ有する強みをいかし、情報や資源を共有し合う等の地域を超えた連携が必要です。

5 改定の基本的な考え方

法第 10 条の規定により、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国及び都道府県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して定めるよう努めなければならないとされていることから、これらを踏まえ改定を進めます。なお、国が示している改定の主な視点については、次のとおりです。

《参考》改定の主な視点

デジタル田園都市国家構想総合戦略により、デジタルの力を活用し地方の社会的課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化を図る観点から、地方版総合戦略について、以下の見直しに努められたい。

- 1 施策間連携・地域間連携の重要性について
- 2 デジタル担当部局との連携の重要性について
- 3 地域ビジョンについて
- 4 デジタル技術を活用した取組について

6 改定に当たり考慮すべき事項

本市の課題及び国戦略の策定により地方版総合戦略において見直しに努める必要があると提示されている内容に対応するため、第2期総合戦略の改定に当たっては、次の点を考慮します。

(1) 魅力あふれるまちづくりの推進

子育て・教育で選ばれるまちの実現に向けた取組を始め、本市の魅力を高め、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

(2) 施策間連携の重要性

複数の施策を相互に関連付けて実施することで、より効果的な課題解決を図ります。

(3) 地域間連携の重要性

同様の社会課題を抱える複数の自治体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組みます。

(4) 地域ビジョンの明確化

本市が抱える社会課題の解決を図るため、本市自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を明確化した上で、具体の取組を推進します。

(5) 関係各部等の連携及びデジタル技術の活用による取組の推進

デジタル技術を活用しつつ、各地域の社会課題解決や魅力向上を図るため、地方創生及びデジタル担当部を中心に庁内の各部等が連携して総合的に対応し、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させます。

7 改定の進め方

戦略の改定に当たっては、公募市民を始め、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業等の関係者から成る附属機関「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」及び庁内に設置した「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」（本部長：市長）において検討します。

また、意見交換会の開催やパブリックコメントの実施により、市民の皆様の意見を反映させた戦略改定を進めます。

8 改定のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|--------|-------------------------------|
| 令和5年8月 | まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 9月 | 骨子の作成 |
| 10月 | 意見交換会 |
| 11月 | まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 改定（案）の作成 |
| 令和6年1月 | パブリックコメントの実施 |
| 2月 | まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 3月 | 改定 |